

下記の業務について、見積合せを行いますので、公告します。

令和 8 年 10 月 6 日

磐田市長 草 地 博 昭（公印省略）

記

1 見積合せ執行者 磐田市長 草 地 博 昭

2 見積合せに付する事項

- (1) 見積番号 D X 推進第 25 号
- (2) 件 名 令和 8 年度第 2 期磐田市事務用パソコン調達
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 業務内容 仕様書のとおり
- (5) 納入期日 令和 8 年 12 月 28 日まで

3 予定価格(税込み)

当該見積合せにおいて導入業者が決定された後、速やかに公表するものとする。

4 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

磐田市における物品製造等競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 営業所が、磐田市の物品製造等入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されている者であること。
- (5) 令和 8 年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある 5 事務機器類のうち 3 情報機器に登録されている者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 調達にあたり下記の実績を有する者であること。

令和元年度以降に国または地方公共団体に一括して 50 台以上のパソコンを納入。

5 仕様書等の閲覧および貸出

(1) 閲覧および貸出期間(データ取得)

令和8年10月6日(火)から令和8年10月14日(水)まで

(2) 閲覧および貸出場所

以下の箇所にて閲覧および貸出しを行う。

- ・市ホームページ（指定箇所よりダウンロードすること）

6 見積合せ参加資格の確認等

- (1) 本見積合せの参加希望者は、次により見積合せ参加資格確認申請に加え、4(7)に掲げる実績を確認できる資料（以下「資料」という。）を添付し、見積合せ参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は申請日とする。なお、見積合せ参加資格がないと認められた者は、本見積合せに参加することができない。

①申請期間

令和8年10月6日(火)午前8時30分から令和8年10月14日(水)午後5時まで

②申請方法

本見積合せの参加希望者は、下記申請フォームから申請期間内に申請を行うこと。

<https://logoform.jp/f/L0a2Y>

- (2) 見積合せ参加資格の有無に関しては、見積合せ参加資格確認通知書（様式第2号）を令和8年10月16日（金）午後5時までに本見積合せの参加希望者全員に通知する。
- (3) (2)において見積合せ参加資格無しと通知された者は、その資格無しの理由について令和8年10月19日(月) 午後5時までに文書にて説明を求めることができるものとする。ただし、説明請求の文書を磐田市企画部DX推進課システム管理グループへ持参すること。
- (4) (3)により説明を求められた場合、説明を求めてきた者に対し令和8年10月20日(火)午後5時までに回答をする。ただし、説明を求められた後、見積合せ参加資格有りと判断された者については、令和8年10月20日(火)午後5時までに見積合せ参加資格確認通知書を交付する。

(5) 資料の作成（必須）

4(7)に基づく資料は、次により作成すること。

①同種業務の施行実績

ア 同種業務の施行実績は、同種業務施行実績表（様式第4号）により作成すること。

イ 履行が完了しているものに限り記載すること。

ウ 同種業務の施行実績は、複数記載することができる。

②契約書の写し

①の同種業務の施行実績として記載した業務に係る契約書及び仕様書（業務内容のわかる部分の写し、その他業務内容が確認できる資料）を提出すること。

(6) その他

- ①申請および申込みに係る費用は、申請者の負担とする。
- ②申請に用いる言語は、日本語とする。
- ③見積合せ執行者は、申請内容を見積合せ参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ④申請期限後における申請内容の変更および再申請は認めない。
- ⑤申請内容は、公表しない。

7 仕様書等に対する質問

- (1) 本公告文および仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い質問を行うこと。

①質問方法

下記申請フォームから提出すること。

<https://logoform.jp/f/MZa4G>

②受付期間

令和8年10月6日(火)午前8時30分から令和8年10月14日(水)午後5時まで

- (2) (1)の質問に対する回答書は、当該見積合せ参加資格を有する者全員へ送信する。

回答期日

令和8年10月19日(月) 午後5時まで

8 見積書の提出方法、見積合せ執行の日時および場所等

- (1) 見積合せ日および見積合せ執行開始時間

令和8年10月21日(水) 午前10時30分

ただし、見積者全員が上記時間前に見積合せ会場に集合し、かつ、全員が了解した場合、上記の見積合せ執行開始時間前に見積合せ執行ができるものとする。

- (2) 見積合せおよび開札の場所

磐田市国府台3-1 磐田市役所西庁舎 3階 301会議室

- (3) 最低制限価格の有無

無

- (4) 見積書の提出方法に係る事項

- ①導入業者決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- ②見積合せ執行回数は、2回を限度とする。（再見積の場合がありますので、見積書は余分に用意願います。）

- ③電子メール、ファクシミリ、郵送等による見積書の提出は認めない。

- ④代理人が見積書を提出する場合には、見積書の提出前に委任状を提出しなければならない。

- ⑤見積合せ執行開始時間までに見積合せ会場に入場しない場合は、失格とする。
- ⑥各見積合せ参加有資格者は、1名のみが見積合せ会場へ入場できるものとする。
- ⑦見積合せに参加しようとする者が1人の場合においても、見積合せを執行する。

9 見積合せの執行

見積合せの執行は、8(2)に掲げる場所において、見積書提出後直ちに、見積者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、見積者またはその代理人が立ち会わない場合においては、見積合せに関係のない市職員を立ち合わせて行う。

10 見積合せの無効

本公告に示した見積合せに参加する者に必要な資格のない者並びに虚偽の申請を行った者のした見積並びに入札心得において示した条件等見積合せに関する条件に違反した見積は、無効とする。なお、見積合せ参加資格のある旨を確認された者であっても、その資格の確認後から見積合せ時点において、4に掲げる資格がなくなった者のした見積は無効とする。

11 入札心得を示す場所

磐田市ホームページ

12 導入業者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により予定価格以下で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を導入業者として決定する。

13 その他

- (1) 見積合せ参加者は、入札心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (3) 本見積合せの履行に用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）の定めるところによる。
- (4) 本業務は、日本国の法令に準拠する。
- (5) 本見積合せにおける適用仕様書は、別添仕様書とする。
- (6) 仕様書と相違があった場合は失格とし、次点の業者を導入業者とする。
- (7) 本見積は、リース物件納入業者を選定するために行うものである。リース業者が決定した場合は、当該業者と契約を行うこと。
- (8) その他詳細不明の点については、磐田市企画部DX推進課システム管理グループ（〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1 電話番号 0538-37-4818）に照会すること。